

幸田町 緑の基本計画

- 豊かな緑に包まれた快適生活環境都市 -

概 要 版

平成22年3月

① 緑の基本計画とは

■緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法にもとづき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本町の緑の現状や町民のニーズを踏まえて、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進のための目標や方針、施策について、総合的に定めるものです。

なお、緑の基本計画の策定にあたっては、本町の総合計画に即するとともに、都市計画マスタープラン等の関連計画に適合する必要があります。



幸田町深溝運動公園

■計画策定（改定）の背景



航空写真で見る緑の状況

本町では、平成8年3月に「幸田町緑の基本計画」を策定し、10年以上が経過しました。その間に少子高齢社会の到来、市街化の進展に伴う緑の減少、地球温暖化を初めとする環境意識の高まり、災害に強いまちづくりの一層の推進など、緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成16年6月には都市緑地法の改正などを含む「景観緑三法」が成立し、都市の緑とオープンスペースに対する政策が重要な課題として位置づけられました。さらに、平成20年3月には「愛知県広域緑地計画基本方針」が策定され、緑の基本計画の指針となるものが示されました。

このような状況の変化に対応するため、現計画を改訂し、新たな「幸田町緑の基本計画」を策定するものとします。

■計画の期間

計画の期間は、幸田町都市計画マスタープランとの整合を図り、目標年次を平成42年（2030年）、中間年次を平成32年（2020年）とします。

■計画の対象とする緑地の範囲

緑の基本計画で対象とする「緑地」は、樹木や草花などの個々の植物のみでなく、公園・広場、緑化された庭、樹林地、社寺林、農地のほか、河川などの水辺までの土地や空間を含みます。



花いっぱい運動による緑化



巨木



相見川

対象とする緑地の範囲

緑地	施設緑地	都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園等
		公共施設緑地	児童遊園、広場、運動場、公立学校、河川緑地等
		民間施設緑地	市民緑地、市民農園、寺社境内地等
	地域制緑地	法によるもの	国定公園、農振農用地、地域森林計画対象民有林等
協定、条例等によるもの		緑地協定、条例等による緑地の保全地区等	

② 緑の現状と町民ニーズ

■幸田町の緑の現状

本町は、東部及び南部を遠望峰山・三ヶ根山を中心とする三河湾国定公園などの山並みに囲まれ、里山の緑や河川、市街地周辺を取りまく農地やため池などの緑が広がっています。

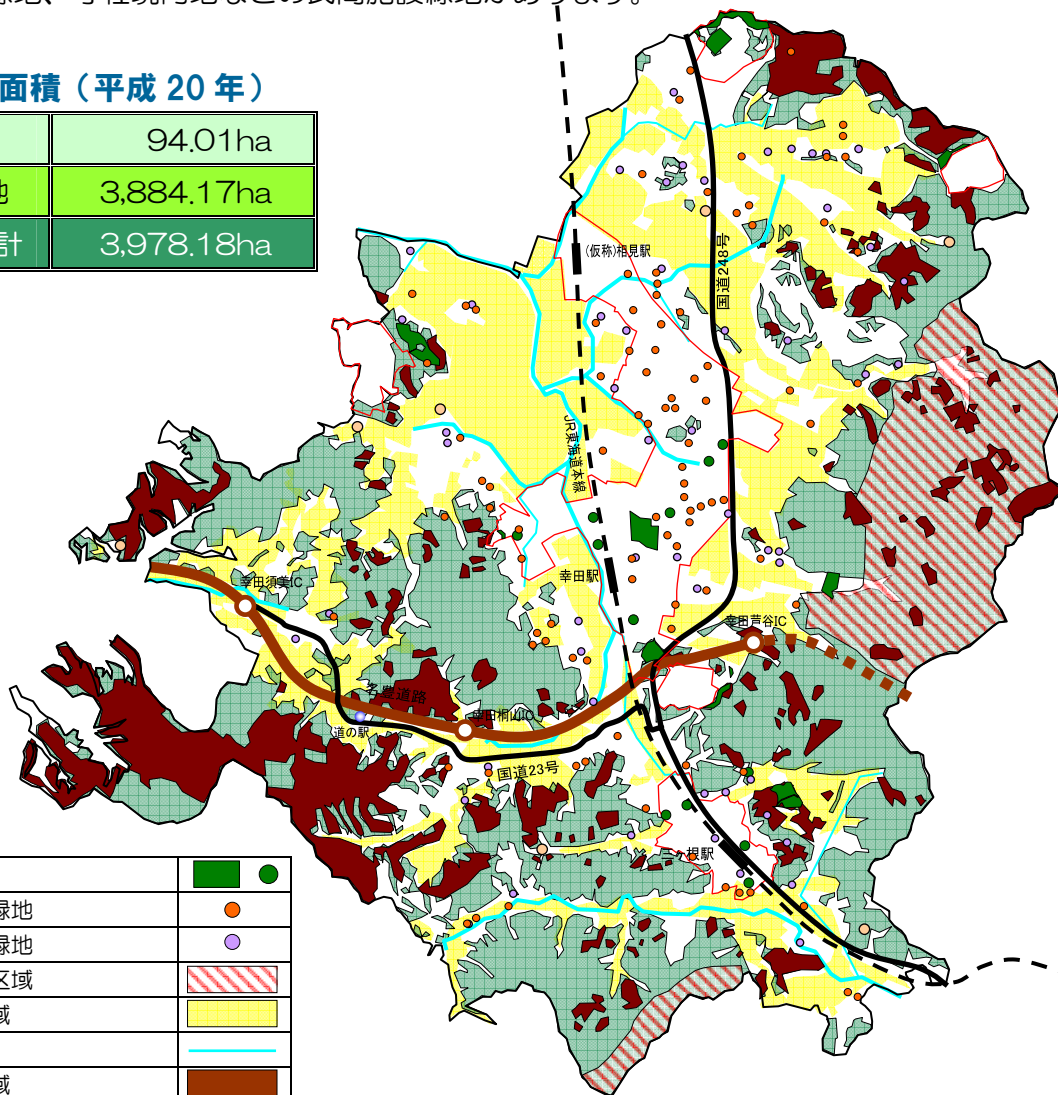
また、市街地やその周辺には、幸田中央公園をはじめとする都市公園や児童遊園・広場などの公共施設緑地、寺社境内地などの民間施設緑地があります。

現況の緑地面積（平成 20 年）

施設緑地	94.01ha
地域制緑地	3,884.17ha
緑地面積合計	3,978.18ha

凡例

施設緑地	都市公園	
	公共施設緑地	
	民間施設緑地	
地域制緑地	国定公園区域	
	農用地区域	
	河川区域	
	保安林区域	
	地域森林計画対象民有林	
条例によるもの		
市街化区域		



緑地現況図

■緑に関する町民ニーズ

本町の緑に関する町民アンケート調査により、次のような町民の意識が示されました。

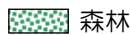

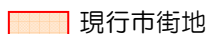
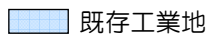

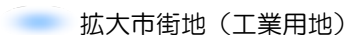
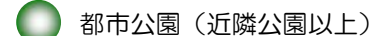

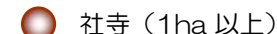
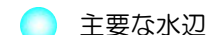
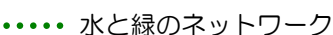
- 幸田町は、緑が豊かなまちであり、今後ともそれを維持していくべきと考える人が多い
- 子どもや高齢者などが日常利用できる身近な公園、ジョギングや散歩のできる緑道や散歩道などの整備を望む人が多い
- 身近な公園の整備では、ベンチや日陰、きれいなトイレ、遊具の充実などを望む人が多い
- 緑を残したり、増やしたりする活動に関心がある人は多く、そうした活動への協力やイベントなどに参加したいと考える人も多い

③ 計画の基本方針

■基本理念と緑の将来像

本町は、恵まれた緑の環境と共生したコンパクトな市街地形成により、豊かな緑に包まれた快適な暮らしができるまちづくりをめざし、緑の基本計画のテーマを「**豊かな緑に包まれた快適生活環境都市**」とします。

凡例

-  森林
-  農地
-  現行市街地
-  既存工業地
-  新市街地（住宅用地等）
-  拡大市街地（工業用地）
-  都市公園（近隣公園以上）
-  公共施設緑地（1ha以上）
-  社寺（1ha以上）
-  主要な水辺
-  水と緑のネットワーク



■基本方針の設定

緑の将来像を実現するため、基本方針の4つの柱を構成し、それぞれの柱を支える土台となる緑の要素を守り、つくり、つなぎ、育てていきます。

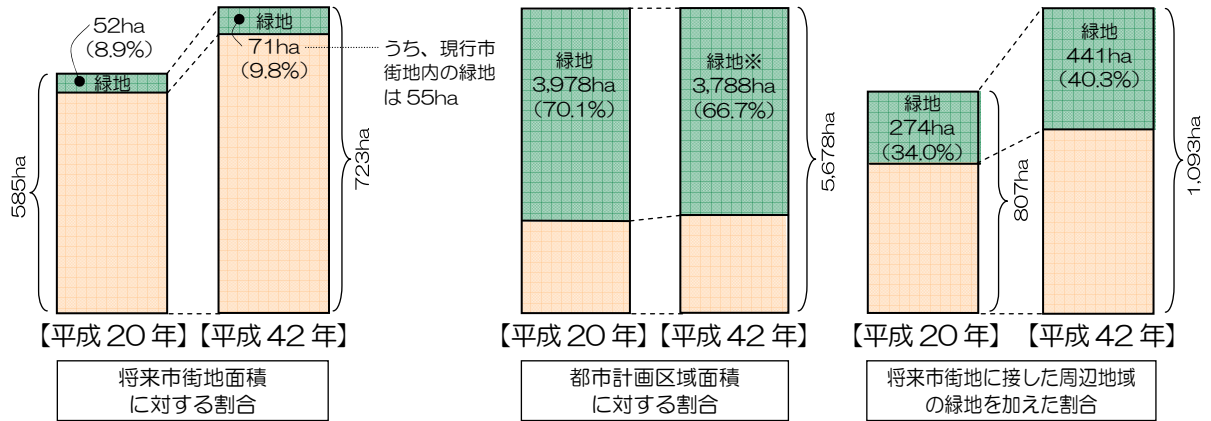
基本方針の4つの柱と緑の要素

基本方針の4つの柱	柱を支える土台となる緑の要素			
	緑を守る	緑をつくる	緑をつなぐ	緑を育てる
★まちの「環境」を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園の保全 ・ 里山や農地の保全 ・ 河川やため池の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川を軸とした公園・緑地づくり（生態系の維持） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境意識の向上 ・ 森林の活用
★まちの「生活」を快適にする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な公園の整備（健康づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑道などによる公園緑地ネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民による公園の維持管理 ・ 緑化の推進
★まちの「安全」を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保全（土砂災害対策） ・ 農地の保全（浸水対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難地となるオープンスペースの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路となる道路や緑道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の高揚 ・ 公園バリアフリー化 ・ ブロック塀の生垣化
★まちの「活力」を向上させる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史資源の保全 ・ 景観資源の保全 ・ 眺望地点の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場となる公園等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史や景観のネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共公益施設の緑化 ・ 民有地の緑化

4 緑地の保全及び緑化の目標

■緑地の確保目標水準

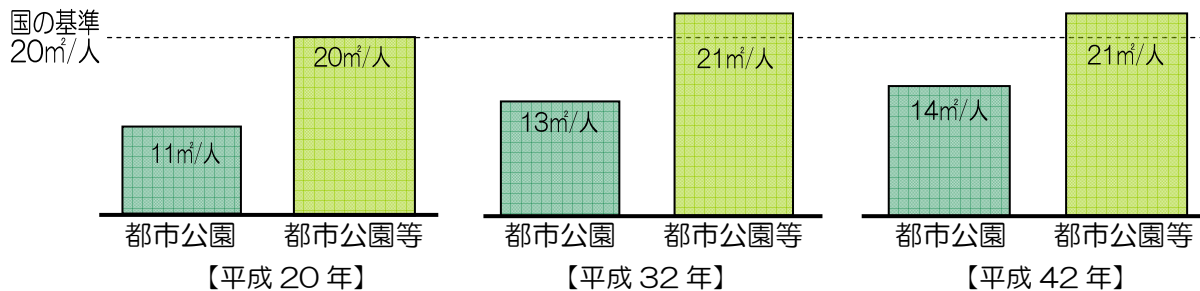
緑の基本計画における緑地の確保目標水準は、将来市街地（将来市街地から歩行圏の250mの周辺地域を加えてもよい）の30%以上とされています。本町においては、将来市街地内の緑地の確保目標水準は9.8%となりますが、将来市街地に接した周辺地域の緑地を加えた割合で約40%を確保します。



目標年次における緑地確保目標量

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等（公共施設緑地を含む）の施設として整備すべき緑地の国の目標水準は20㎡/人となっています。本町においては、目標年次（平成42年）において総合公園（10.0ha）の整備を前提に、21㎡/人の確保を目標とし順次整備を進めます。



都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

■公共公益施設及び民有地の緑化の目標

各施設の現況の緑化率や国の基準などを踏まえて、緑化の目標を設定します。

公共公益施設及び民有地の緑化の目標

区分		現況緑化率	緑化目標	備考
公共公益施設等	官公庁施設	24.8%	25%以上	・現況緑化率は、航空写真から計測 ・道路は、街路樹等の緑化延長を計測
	学校	19.4%	20%以上	
	道路	31.3%	今後整備・改良する幹線道路	
民有地	住宅地	8.5%	10~15%以上	・民有地の現況緑化率は、サンプリングした地区を計測 ・民有地の緑化目標は、地域特性により一定の幅を設定
	工業地	9.3%	15~20%以上	
	商業地	1.9%	10~15%以上	

⑤ 緑地の配置方針

■施設緑地の配置方針

町民が日常生活の中で身近に利用する公園として、地区公園 2 箇所（既存の幸田中央公園、幸田町深溝運動公園）、近隣公園 6 箇所（幸田公園など既存 4 箇所、新規 2 箇所）、街区公園 46 箇所（既存 12 箇所、新規は相見地区 9 箇所、幸田駅前地区 1 箇所、欠間地区 1 箇所、その他 23 箇所）を計画します。

総合公園の候補地を「道の駅周辺地区」と「菱池遊水地周辺地区」として計画します。
既存の児童遊園、広場等を公共施設緑地、社寺を民間施設緑地として位置づけます。

■地域制緑地の配置方針

三河湾国定公園、保安林、地域森林計画対象民有林に指定された樹林地は、都市環境や景観、防災などの面において重要な緑であることから、その保全・再生を図る緑地として位置づけます。

市街地を取り囲む農用地区域は、動植物の生息域、町固有の景観構成、遊水地機能などから、保全を図る緑地として位置づけます。

広田川・相見川などの河川は、本町の骨格を形成する重要な緑（水）の軸を形成していることから、散策路や自転車道となる緑のネットワークとともに、「風の通り道」にもなる環境を保全する緑地として位置づけます。

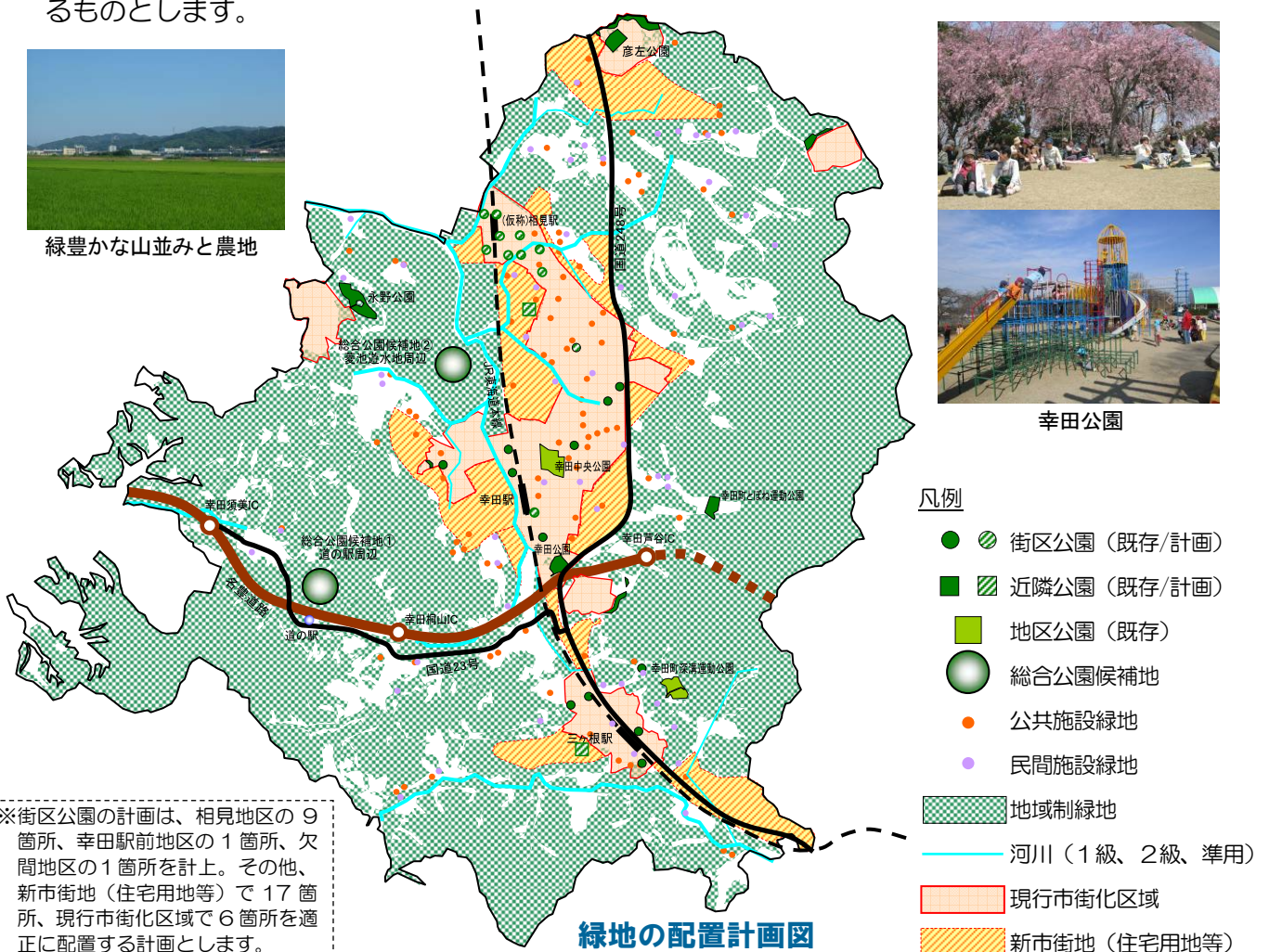
また、幸田町都市計画マスタープランで位置づけられた新市街地は、市街地整備時に積極的に緑化に努めるとともに、自然環境に配慮した公園整備などにより、緑豊かな市街地形成を図るものとします。



緑豊かな山並みと農地



幸田公園



※街区公園の計画は、相見地区の 9 箇所、幸田駅前地区の 1 箇所、欠間地区の 1 箇所を計上。その他、新市街地（住宅用地等）で 17 箇所、現行市街化区域で 6 箇所を適正に配置する計画とします。

⑥ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

「緑を守る」、「緑をつくる」、「緑をつなぐ」、「緑を育てる」の観点にもとづき、緑地の保全及び緑化の推進のための施策方針を以下のとおりとします。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策方針

	施策の方向	施策		
緑を守る	・三河湾国定公園の保全	自然公園（自然公園法）の保全		
	・樹林地の保全	保安林（森林法）の保全		
		地域森林計画対象民有林（森林法）の保全		
		緑地保全手法の検討（保全配慮地区の設定）		
		ボランティア等管理団体の育成		
		あいち森と緑づくり事業（森林整備事業、里山林整備事業）の実施		
	・優良農地の保全	農用地域（農業振興地域整備法）の保全 市民農園の整備		
	・広田川など河川の保全と生物多様性の保全	河川区域（河川法）の指定 沿川等における緑化（花いっぱい運動等の実施）		
	・断層や古墳（天然記念物等）	幸田町文化財保護条例の指定		
	・緑豊かな市街地景観の保全	緑地協定の締結、地区計画の決定など		
・社寺等の景観資源の保全 ・巨木などの保全	保存樹・保存樹林の指定・条例化等（樹木保存法） 景観重要樹木の指定（景観法） あいち森と緑づくり事業（身近な緑づくり事業）による買取			
	総合公園の検討（交流の場づくり）			
緑をつくる	・都市公園の整備	近隣公園の整備 街区公園の整備		
	・魅力ある公園（交流空間）づくり	ワークショップ等による住民参加型の公園づくり 生物多様性に配慮した公園づくり ポケットパークの整備 あいち森と緑づくり事業（県民参加緑づくり事業）の実施		
		・既存公園の活用	老朽化した公園の再整備（リニューアル、アセットマネジメント） バリアフリー化（人にやさしい公園の整備）	
		・公共公益施設の緑化推進	駅周辺の緑化（都市の顔づくり） 道路の緑化（あいち森と緑づくり事業（美しい並木道再生事業）の活用） 官公庁施設等の緑化 学校の緑化と町民への開放	
	・民有地（住宅地、商業地、工業地）の緑化推進		緑地協定の締結、地区計画の決定など 生垣緑化、屋上緑化、壁面緑化の推進 緑化条例の検討、緑化指導の推進など あいち森と緑づくり事業（緑の街並み推進事業）の実施	
			緑をつなぐ	都市拠点や公園等と市街地・集落地のネットワーク化 巨木巡りコースの設定 花いっぱい運動による緑化区間の活用 緑道（歩行者道）や自転車専用道路の整備
		・道路、河川的环境整備		歩道や自転車専用道路の確保と緑化
	・花いっぱい運動	集落を結ぶ道路や河川の緑化等		
	緑を育てる	・教育活動、広報活動の強化	広報などによる緑化行事・事例の紹介 シンポジウムや懇談会などの開催 庭木相談や植木講習会などの開催 学校での緑化教育の充実 緑化相談所の設置 緑の月間、緑の週間などにおける活動強化 緑化の推進に関するパンフレットの配布	
			・各種緑化行事の開催	幸田しだれ桜まつりの開催 緑化木の無料配布 自然観察会 花いっぱいコンテナガーデン作品コンテストの開催 幸田ふれあい農園の継続
・住民参加による緑化運動の推進				光明寺川プロジェクトの継続 菜の花プロジェクトの継続 公園愛護会の創設 アダプトプログラム（里親制度）の導入

⑦ 住民、事業者、町などの主な取り組み

緑の基本計画にもとづき、施策を推進していくためには、住民、地域団体（ボランティア・NPOなど）、農地・樹林地などの土地所有者、民間事業者、町などがそれぞれ主体的な役割を担うことが求められます。

○住民の主な取り組み

- ・自宅から地域へ、環境を守るよう行動します。
- ・緑に関する学習活動やイベントなどに参加します。
- ・身近な道路や公園も含め緑化に努めます。
- ・地域の里地里山※などの緑の維持管理に協力します。

※ 里地里山とは、都市域と原生的自然との間に位置し、人々の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林やそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のことです。



緑化活動

○土地所有者等の主な取り組み

- ・里地里山・屋敷林・農地などの保全と育成に努めます。
- ・里地里山などを必要に応じて開放することについて協力します。
- ・農地・水・環境保全向上対策にもとづく農地の保全に協力します。

○民間事業者の主な取り組み

- ・既存の良好な緑の維持管理や緑の質の向上に努めます。
- ・敷地内は地域の緑との調和に配慮した質の高い緑化に努めます。
- ・地域の緑の保全活動や緑化活動に協力します。

○町の主な取り組み

- ・住民に対する情報提供の仕組みを整備するとともに意識啓発に努めます。
- ・ボランティア・NPO等との連携を強め協働によるまちづくりを図ります。
- ・住民・団体と樹林地などの土地所有者等との仲介役を果たし、ふれあいの森づくりなどに努めます。
- ・公園や緑地などのオープンスペースの整備・再整備・維持管理にあたっては、地域住民の意見を取り入れながら進めるよう努めます。
- ・公共公益施設の緑化を進めます。
- ・地域地区や地区計画などの緑を保全・創出する制度の活用を努めます。
- ・山林など土地所有者に対する支援策などを検討します。



住民参加による計画検討

○協働による主な取り組み

- ・道路や公園の管理など町が主体で行ってきたものについても、今後はアダプトプログラム（里親制度）などを積極的に推進することとし、町から資材等の供給を行い、住民が身近な道路や公園などにおいて、清掃や樹木、花壇の手入れを行うなど、協働による緑化を推進します。

幸田町緑の基本計画《概要版》

- 平成22年3月発行
- 編集・発行：幸田町 建設部 都市計画課
〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
TEL：0564-62-1111（代表）

※幸田町緑の基本計画本編は、町ホームページでご覧いただけます。

<http://www.town.kota.lg.jp/>